

## 湯河原町議会請願書等取扱規程の一部を改正する告示新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(紹介議員)</p> <p>第4条 請願書の紹介議員は、<u>2名以上</u>とする。</p> <p>(処理基準)</p> <p>第7条 会議規則第88条第1項各号に掲げる審査結果の区分について、次の区分により処理するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>一部採択 請願等の内容のうち一部について、採択することが適当と認められるもの(この場合、請願等の要望内容の大半が適当と認められるものとする。)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>2 前項の処理が困難な場合は、継続審査に付するものとする。ただし、委員会付託の日から1年を経過したときは、審査未了の扱いにすることができる。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>	<p>(紹介議員)</p> <p>第4条 請願書の紹介議員は、<u>1名以上</u>とする。</p> <p>(処理基準)</p> <p>第7条 会議規則第88条第1項各号に掲げる審査結果の区分について、次の区分により処理するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p>附 則</p> <p>この告示は、公表の日から施行する。</p>	